

告 示

埼玉県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

氏 名		変更事項		変更前		変更後	
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称
花谷 貴之	施術所	富士見市鶴瀬東二 一七―五二二	富士見市鶴瀬東二 一九―二―一〇 二広瀬ビル	加納 琢哉	施術所	春日部市中央六― 三―一三	春日部市粕壁一― 二―八
田中 真史	施術所	東京都北区赤羽西 四―二二―四今村 コーポ三〇二二	東京都北区赤羽三 一―一―三モンプラ ト―平山二〇三	児玉 朋美	施術所	秩父市中町三―一 四ベスト電器ヤオ秩 父店二F	秩父市上宮地町二 六―四
		訪問鍼灸マッサージ K E i R O W 秩父 ステーション	こだま鍼灸マッサー ジ治療院				